

母親の就労形態と児童発達 (II)

—母親の就労は子どもの行動・性格の発達により影響を与えるか?—

鈴木 真由子¹⁾・東 珠実²⁾・吉本 敏子³⁾

田崎 裕美⁴⁾・村尾 勇之⁵⁾

Mother's Working Style and Child Development (Part II) — Positive Effects of Mother's Working on Children's Development in Behavior and Personality?—

Mayuko SUZUKI・Tamami AZUMA・Toshiko YOSHIMOTO
Hiromi TAZAKI and Yuji MURAO

要 旨

本報は、母親の就労が児童の発達にどのような影響を与えるのかを明らかにするために、小学校6年間の学習指導要録における「行動・性格評定」各項目について分析したものである。母親の就労形態別に比較検討した結果、次のような結果が得られた。

- 1) 母親の就労は、部分的な行動・性格の発達を促し、全体的には行動・性格をバランスよく発達させることに貢献すると考えられる。
- 2) 子どもの行動・性格評定には、＜社会性＞因子、＜独自性＞因子、＜公正＞因子が関与しており、母親の就労は、女子の＜社会性＞の発達にはプラスの効果を与えるが、男子の＜独自性＞・＜公正＞の発達にはマイナスの効果を与える。
- 3) 母親がパートタイマーとして就労する場合、＜社会性＞の発達は4・5年時就労、祖父母と非同居の場合に明らかな上昇が認められ、特に女子にその傾向が強く現れる。また、＜独自性＞・＜公正＞の発達を促すためには、児童が2・3年での就労が望ましい。

緒 言

母親の就労と児童発達について、我々はこれまで「母親の就労形態が児童の発達にどのよう

な影響を及ぼすか」という観点で、小学校6年間の学習指導要録の分析を試みてきた^{1) 2)}。将来、女性労働力に対する社会的要請が高まるであろうことや、子どもを持つ母親の就労が増加している現状を考慮したとき、こうした観点での分析は重要な意味を持つものと考えられる。

前報²⁾では、学習指導要録の行動・性格評定を数量化し、全項目の平均値を分析した結果、以下のような傾向が明らかになった。華厳滝

① 児童全体では、母親が就労することによっ

-
- 1) 新潟大学教育学部
 - 2) 椋山女学園大学生生活科学部
 - 3) 三重大学教育学部
 - 4) 日本大学短期大学部 (非)
 - 5) 東京家政学院大学家政学部

て、行動・性格評定の上昇が認められた。

② 評定には男女差がみられ、全体的に女子優位であった。男子については母親の就労が評定にプラスの効果を与えるとはいえなかった。

③ パートタイマー世帯の場合、男子については母親の就労時期・祖父母との同居の有無が、評定に影響を与えていた。

本報の目的は、母親の就労が、児童の行動・性格の各側面に対してどのような効果を与えるのかを明確にすることである。ただし、前報でも述べたように資料上の制約が極めて大きいため、本研究の結果は限定された標本条件の下で求められたものであることに留意する必要がある。

資料と研究方法

本研究で用いた資料は、前報と同様1987年にS県にある公立H小学校の協力によって得られ

た児童の6年間の学習指導要録である。調査協力校には研究の趣旨をよく説明し、資料の収集・管理は、個人情報保護の観点から細心の注意を払った。

資料は、母親の就労形態別に任意抽出した。基本となる標本構成は、表1²⁾に示したとおりである。母親がパートタイマーとして就労する場合は、就労条件によってさらに細分化した。1つは就労時期であり、児童が2・3年時に就労を開始したか、4・5年時に就労を開始したかによって分類した。したがって、1年時には全員が未就労であり6年時には全員がパートタイマーとして就労していることになる。今1つの条件は、祖父母との同居の有無である。6年間を通して祖父母と同居しているのか、同居していないのかによって分類した。

分析データは前報に準じ、各児童の小学校6年間の行動・性格評定を用いた。内訳は、「基本的生活習慣」「自主性」「責任感」「勤労意欲」「創意工夫」「情緒安定」「寛容・協力性」「公正(1・2年では評定無し)」「公共心」の9項目である。評定は3段階で行われており、「+」を1、「-」を-1とし、記入無しを0とした。

以下、分析の目的に応じてデータの整合性を図り、転校等の理由で全てのデータが揃っていないサンプルに関しては、時系列分析の対象から除外した。対象となるサンプルについて、学年ごとに各項目評定の合計・平均値を求め、そ

表1 標本構成

母親の就労形態				男子	女子	全体
6年間を通してフルタイム				5	5	10
6年間にパートタイマーとして就労	就労時期	2-3年	祖父母同居	4	1	5
		2-3年	祖父母非同居	5	5	10
	4-5年	同居	4	5	9	
		非同居	5	5	10	
6年間を通して専業主婦				5	5	10
合計				28	26	54

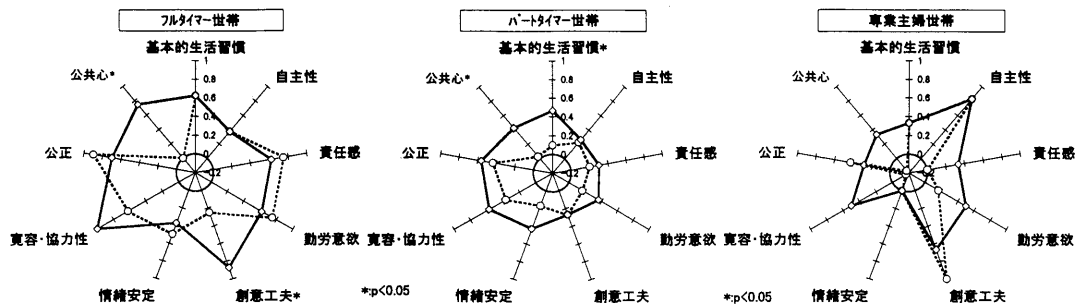


図1 母親の就労形態別にみた行動・性格評定各項目の変化 (1・2年の合計と5・6年の合計)

○ 1・2年合計
 ○ 5・6年合計
 ※公正は3・4年合計

れらを母親の就労形態別等のカテゴリーごとに集計・分析した。

結果と考察

1. 母親の就労形態別にみた各項目の評定変化

1-1(1) 母親の就労形態別にみた特徴

まず、行動・性格評定の各項目について、6年間の評定の変化を母親の就労形態別に比較した。図1は、1・2年の評定合計と5・6年の評定合計をレーダーチャートに示したものである。さらに、その差（5・6年の評定合計から1・2年の評定合計を減じたもの）を表2に示した。これを見ると、明らかに上昇した項目は、フルタイム世帯で「創意工夫」と「公共心」、パートタイマー世帯で「基本的生活習慣」と「公共心」の各2項目であった。専業主婦世帯では、明らかな上昇傾向が認められた項目はなかった。したがって、母親の就労が行動・性格評定に対して部分的にプラスの影響を与えていると考えられよう。

次に、母親の就労形態別に項目の特徴をみると以下のようである。

フルタイム世帯の特徴は、有意に大きく上昇した「創意工夫」と「公共心」を除くと、あまり変化していないか、変化の方向がマイナスになっているという点である。しかし全体的には高水準で、各項目のバランスがよくなる傾向にあるといえよう。特に評価が高いのは「寛容・協力性」で、全ての項目・就労形態の中で最も高くなっている。

パートタイマー世帯の特徴は、全ての項目がプラスに変化している点である。また、他の世帯に比べて高水準とはいえないが、各項目がバランスよく評価されており、項目による偏りがみられなかった。

専業主婦世帯については、マイナス評価であった「寛容・協力性」と「公共心」がプラス評価に好転していたが、有意な上昇ではなかった。また、「公正」並びに低学年で高い評価を得ていた「創意工夫」の変化の方向はマイナスであった。「情緒安定」は低学年・高学年のいずれの

評定合計もゼロであり、項目間のバランスを欠く結果となった。

さらに、就労形態間で変化量の格差を検討した結果（表2）、「創意工夫」で男女の合計・女子のみの両方に有意差が認められ、フルタイム世帯の変化量が明らかに大きいと判断できた。この結果から、母親の就労は、児童、特に女子の「創意工夫」を発達させるためにプラスの効果を及ぼすと言えよう。逆に、男子の「公正」はフルタイム世帯の変化量が有意に小さいことから、当該項目に対しては母親の就労がマイナスの影響を与えていると考えられよう。

1-1(2) パートタイマーの就労条件別にみた特徴

パートタイマー世帯について、母親の就労条件別にその変化量と検定結果（表2）について述べる。これを見ると、就労時期別では2・3年時就労の場合は「公共心」が、4・5年時就労の場合は「情緒安定」が、それぞれ有意に上昇していた。祖父母同居の有無別では、同居の場合は「基本的生活習慣」が有意に上昇しており、非同居の場合には明らかな上昇は認められなかった。

男女別にみると、就労時期4・5年女子の「情緒安定」、祖父母と非同居女子の「基本的生活習慣」と「寛容・協力性」が有意に上昇していたが、男子はいずれの条件下でも有為な上昇は認められなかった。

さらに、就労条件間で変化量の格差を検討した結果、女子の「情緒安定」では就労時期4・5年の方が、「創意工夫」では祖父母と同居の方が、それぞれ有意に上昇していた。男子はいずれも有意差が認められなかった。

以上のことより、パートタイマーとして母親が就労するとき、児童が男子の場合にはどの条件下でも有意な発達は期待できないが、女子の場合には「情緒安定」のためには4・5年時就労が望ましいといえよう。また、祖父母との非同居は、女子の「寛容・協力性」の発達には好ましい影響を及ぼすが、「創意工夫」の発達に

表2 母親の就労形態別、就労条件別にみた子どもの行動・性格評定各項目の変化
(1・2年生の合計と5・6年生の合計を比較した場合の有意差検定結果)

就労形態	フルタイム		パートタイマー												専業主婦								
	項目	合計	全体						就労時期						就労条件						合計	男子	女子
			男子		女子		2・3年		4・5年		同居		非同居		合計	男子	女子						
			合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子									
基本的な生活習慣	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.357*	.222	.600	.375	.143	.556	.571*	.500	.667	.188	-.125	.500*	.000	-.200			
自主性	.000	.000	.000	.071	.214	.222	.214	.222	.200	-.125	-.286	.000	.071	.000	-.200	.125	.000	.250	.000	.200			
責任感	-.125	-.667	.200	-.188	.423	.000	.000	.000	.600	.000	-.423	.333	.071	-.375	.667	.125	.000	.250	.333	.400			
勤労意欲	-.125	.333	-.400	.000	.423*	.071	-.222	.600	.313	.286	.333	.286	.333	.250	.333	.125	-.250	.400	.333	.200			
創意工夫	.625*	.333	.800*	.000	.125	-.123	.071	.222	-.200	-.063	.000	-.111	.143	.125	.167	-.125	.125	-.344	-.333	-.400			
情緒安定	-.125	.667	-.600	.267	.063	.500	-.143	-.222	.000	.625**	.423	.778*	.214	-.125	.667	.313	.250	.375	.000	.200			
寛容・協力性	.375	.667	.200	.200	-.125	.571*	.071	-.222	.600	.313	.000	.556	.214	.250	.167	.188	-.500	.875*	.667	.800			
公正 ^{a)}	-.200	-.800*	.400	.125	.059	.200	.000	.222	-.400	.222	-.286	.333	.357	.250	.500	-.056	-.250	.000	-.143	.200			
公共心	.75**	.333	.600	.400*	.563*	.214	.714*	.667	.800	.125	.423	-.111	.500	.625	.333	.313	.500	.125	.500	.200			
n	8	3	5	30	16	14	14	14	9	5	16	7	9	8	6	16	8	8	6	5			

・数字は5・6年の合計から1・2年(公正^{a)})は1・2年の評定がないため3・4年の合計を減じたもの。

・() はカテゴリ一間の検定結果を示す。

・専業主婦世帯の女子は、単独で平均値を示すため分析の対象から除いた。

*: 5% **: 1%

はマイナスに作用すると考えられる。

1-(3) 性別にみた特徴

表2により、就労形態・就労条件による変化の様子を、それぞれ性別³⁾に比較・考察すると、以下のようなものである。

全体として有意な上昇が認められる項目は、女子に多くみられることがわかる。すなわち、フルタイム世帯では「創意工夫」、パートタイマー世帯では「基本的生活習慣」、「勤労意欲」、「寛容・協力性」の3項目である。また、パートタイマー世帯の就労条件別では、就労時期4・5年の「情緒安定」、祖父母と非同居の「基本的生活習慣」、「寛容・協力性」の2項目についても、有意な上昇が認められた。これらの項目は、いずれも母親の就労が発達を促す可能性を持つといえよう。

逆に、フルタイム世帯男子の「公正」が有意に下降しているのをはじめ、総じて男子はマイナスの変化量を示している項目が多い。唯一、有意な上昇が認められたのは、パートタイマー世帯の「公共心」のみであった。

さらに、それぞれのカテゴリーにおける性別格差をみると、フルタイム世帯では「公正」、パートタイマー世帯では就労時期2・3年、並びに祖父母と非同居の「寛容・協力性」で明らかに女子優位の傾向が認められた。

以上のことから、男女間で比較すると、母親の就労は男子の「公正」にはマイナスの、女子の「寛容・協力性」にはプラスの影響を与えていると考えられる。

2. 母親の就労形態別にみた各カテゴリーの評定変化

2-(1) 項目の類型化

項目を類型化するために、主因子法による因子分析を実施した。バリマックス回転後の因子負荷量を表3に示した。この結果より、第1因子については「基本的生活習慣」、「責任感」、「勤労意欲」、「公共心」、「情緒安定」、「寛容・協力性」の6項目の因子負荷量が高いため、これを<社会性>因子として理解することができた。第2因子については「創意工夫」、「自主性」の因子負荷量が高く、これを<独自

表3 「行動・性格」評定項目の因子分析結果

項目	因子負荷量（バリマックス回転後）			
	第1因子	第2因子	第3因子	共通性
基本的生活習慣	0.9092	-0.1533	0.2087	0.8938
責任感	0.8084	-0.2388	0.2411	0.7686
勤労意欲	0.7579	-0.1401	0.3689	0.7302
公共心	0.6683	0.0095	0.2712	0.5203
情緒安定	0.6531	-0.1960	0.3963	0.6220
寛容・協力性	0.4179	0.0201	0.3756	0.3161
創意工夫	0.0738	-0.9924	0.0303	0.9912
自主性	0.2813	-0.7689	0.1977	0.7095
公正	0.3162	-0.1148	0.9091	0.9396
固有値	4.5816	1.3726	0.5369	
寄与率(%)	50.9	15.3	6.0	
累積寄与率(%)	50.9	66.2	72.1	

性>と捉えることができた。第3因子については「公正」のみが高い因子負荷量を示しており、<公正>に関わる固有の因子がみられることが明らかとなった。

以上の因子分析の結果、「行動・性格」評定にみられる各項目は、<社会性>（基本的生活習慣、責任感、勤労意欲、公共性、情緒安定、寛容・協力性）、<独自性>（創意工夫、自主性）、<公正>の3つに類型化された。以下では、各児童の評定を、これら3つのカテゴリー別に再集計した結果に基づいて、考察を進める。

2-(2) 性別にみた各カテゴリーの推移

まず、図2に各カテゴリーの全児童の平均値がどのように推移したのかを示した。

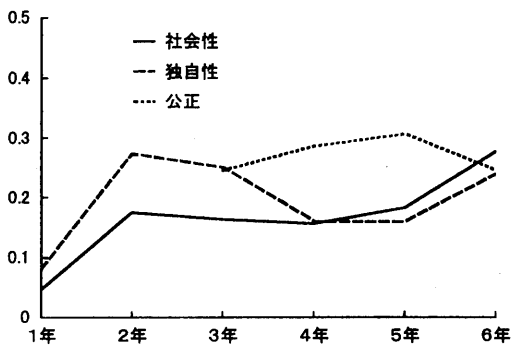


図2 各カテゴリーの推移 (全児童平均)

<公正>については、1・2年の評定が無いので3～6年の推移である。これをみると、<社会性>は2年から5年までは横這いであるが、全体的に上昇傾向を示すといえよう。1・2年と5・6年の変化量を比較しても、有意水準1%で上昇が認められた。したがって、<社会性>は年齢とともに発達する項目群であると考えられる。一方、<独自性>は2年で最も高い水準を示し、その後は5年まで下降している。6年で再び上昇するが、2年時の水準までには回復していない。<公正>については、概ね評価水準が高く、ピークの5年には最も高い評価を

得ている。

図3は、各カテゴリーの推移を男女別に表したものである。

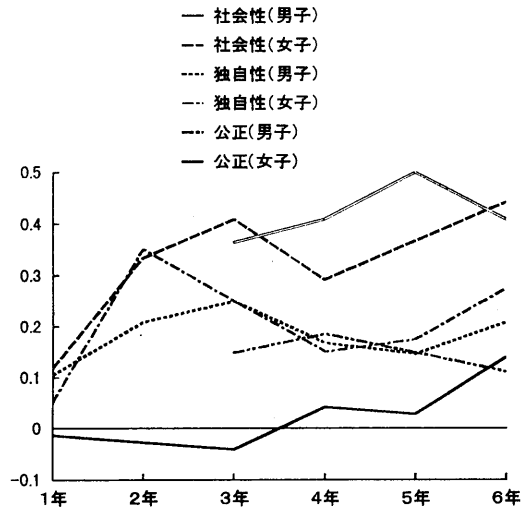


図3 性別にみた各カテゴリーの推移

これをみると、<社会性>と<公正>は女子優位で推移していることがわかる。特に、男子の<社会性>が3年時までマイナスを示している点に注目すべきであろう。4年でプラスに転じ、6年では<公正>を上回る水準に達しているものの、男子の<社会性>に関するの評価は全体的に低い水準にあるといえよう。<公正>についても、4年をピークに緩やかな下降を示しており、6年での評価は他の因子と比較しても最も低くなっている。

一方、女子の<社会性>は4年でいったん下降するものの、全体的に高い水準での上昇傾向を示している。1・2年と5・6年の変化量の比較では、有意水準1%で上昇が認められた。統計的に有意ではないが、<公正>も同様の傾向にあり、特に5年時は最も高い評価を得ている。他方、<独自性>については明らかな女子優位の傾向は見受けられず、全体の推移に準じているといえよう。

2-(3) 母親の就労形態別にみた各カテゴリーの推移

図4は、各カテゴリーの推移について母親の就労形態別に示したものである。

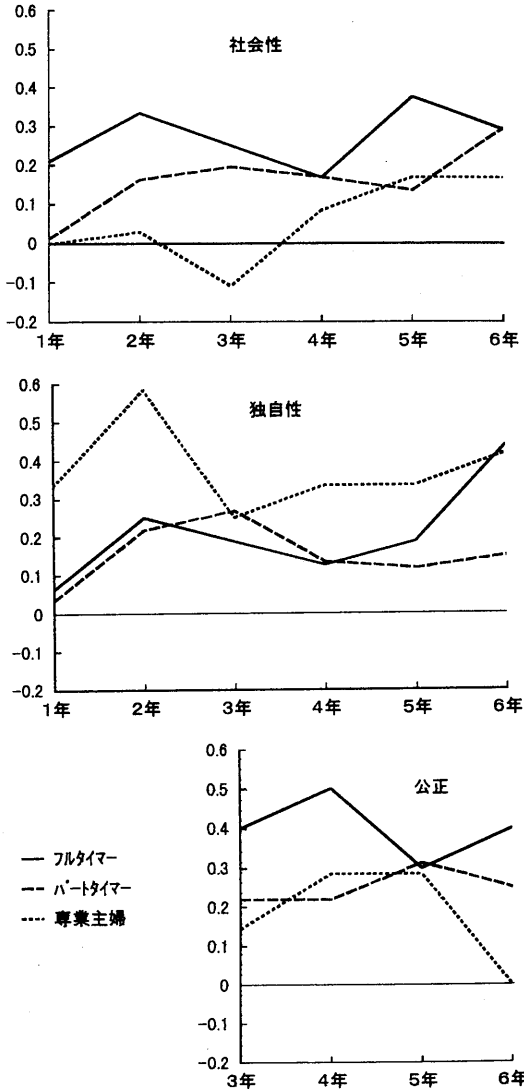


図4 母親の就労形態別にみた各カテゴリーの推移

まず、＜社会性＞についてであるが、フルタイム世帯は、2年・5年に2つのピークを持つM字型を示すが、全体的な傾向として高い水準で推移しているといえよう。これに対して専

業主婦世帯は、全体的な評価水準が低い。特に3年時では、大きくマイナスに転じている。5年時にはパートタイマー世帯を上回るが、6年時の評価は最も低くなっている。パートタイマー世帯は、図2に示した全児童の推移と類似しており、当該児童の母親全員が就労につく6年時に最も高い評価を得ている。1・2年と5・6年の変化量を比較しても、パートタイマー世帯は有意に上昇しており（有意水準1%）、母親の就労が＜社会性＞にプラスの影響を与えていることが示唆された。性別では、女子が大きく上昇しており（有意水準1%）、女子の＜社会性＞の発達に母親の就労が寄与していると考えられる。

＜独自性＞は、＜社会性＞と大きく異なる傾向を示している。すなわち、6年時にはフルタイム世帯の評価が最も高くなっているものの、全体的には専業主婦世帯の評価が高くなっている。中でも低学年段階での評価水準の高さは注目すべきであり、中学年以降も安定して高水準にある。したがって、母親の就労は＜独自性＞に対してプラスの影響を与えているとはいえないと判断される。

＜公正＞は、概ねフルタイム世帯の水準が高く、パートタイマー世帯はほぼ横這いの状態にある。これに対して、専業主婦世帯では6年で評定が0まで急降下をみせている。したがって、総じて母親の就労が＜公正＞に対してマイナスの影響を及ぼすことはないことがわかる。なお、＜公正＞については前項の各項目の評定の変化で述べた＜公正＞の結果・考察と同様である。

2-(4) パートタイマー就労時の条件別にみた各カテゴリーの推移

ここでは、パートタイマーとして就労する場合、母親の就労条件（就労時期・祖父母との同居の有無）が、各カテゴリーの推移にどのような影響を与えるのかを明らかにする。図5は、母親の就労条件別に各カテゴリーの推移を示したものである。

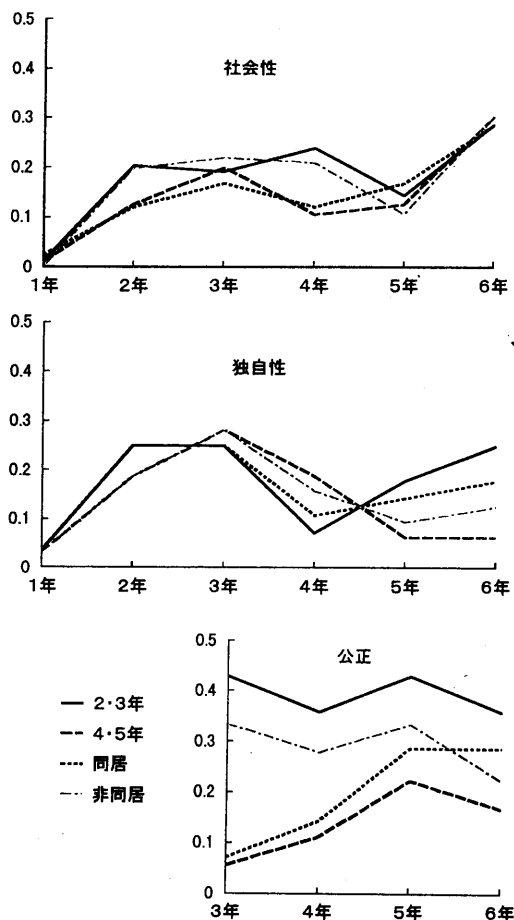


図5 パート就労条件別にみた各カテゴリーの推移

まず、＜社会性＞であるが、就労時期別にみると、児童が2・3年時に母親が就労した場合には当該時期における評定は高い水準にあるが、4・5年時に就労した場合には当該時期における評定は一時的に下降して、その後回復していることがわかる。当該条件下で1・2年と5・6年の変化量を比較すると、有意水準5%で上昇が認められた。性別では、女子が明らかな上昇傾向を示していた（有意水準5%）。

一方、祖父母との同居・非同居による違いでは、4年までは非同居の方が高い水準を示しているものの、5年で逆転し、6年時ではほぼ同レ

ベルの評価を得ている。なお、1・2年と5・6年の変化量の比較では、非同居の場合の女子のみに有意な上昇傾向が認められた（有意水準5%）。

このように、就労条件の違いによって変動はみられるものの、＜社会性＞の全体的な推移は概ね類似しており、しかも、就労条件に関わらず6年時の評定がほとんど同水準に達している点が興味深い。

次に、＜独自性＞の推移であるが、＜社会性＞の推移と大きく異なるのは、6年時の評定が同水準にない点である。就労時期別では2・3年の方が、祖父母との同居の有無別では同居の方が、それぞれ高い水準にある。この評定は、4年時の評定順位が5年時にまったく逆転し、6年時にはその差がさらに拡大した結果である。今一つの特徴としてあげられるのは、就労時期2・3年の場合と祖父母同居の場合、就労時期4・5年の場合と祖父母非同居の場合とで、全体的な傾向が類似している点であろう。

以上のように、＜独自性＞は祖父母との同居の有無よりも、就労時期による影響を受けやすいことが明らかであり、＜独自性＞の発達のためには、児童が2・3年時に就労を開始する方が望ましいと考えられる。

続いて＜公正＞の推移についてであるが、これをみると、＜独自性＞以上に就労条件による影響を受けていることがうかがえる。就労時期別にみると、就労時期2・3年の場合の評定は一貫して高い水準にあるが、逆に就労時期4・5年の場合は常に低くなっている。3年時における両者の差（有意水準5%）は、6年時には縮小傾向にあるものの、＜公正＞の発達のためには、児童が2・3年時に就労を開始する方が好ましい影響を与えるといえよう。一方、祖父母の同居の有無による違いをみると、3年時では非同居の水準が同居の水準を上回っているが徐々に縮小し、6年時には逆転している。したがって、＜公正＞は高学年になるにつれて祖父母の影響を受けて発達する可能性があるといえよう。

結 語

以上述べてきたように、本報では、母親の就労形態が児童の発達に及ぼす影響について、小学校6年間の学習指導要録を資料として、子どもの行動・性格評定の各項目の分析をすすめた。その成果は、以下のように整理することができる。

まず、各項目の評定の6年間の推移を就労形態別にみると、フルタイム世帯で「創意工夫」と「公共心」に、パートタイム世帯で「基本的生活習慣」と「公共心」にプラスの変化が現れており、母親の就労は、全体的にはバランスのよい発達を促すことが把握できた。また、カテゴリー間で検定した結果、母親の就労がプラスの影響を及ぼすのは「創意工夫」であり、特に女子にその傾向が強く現れることが明らかとなった。男子に対しては「公正」でマイナスの変化となって現れており、母親の就労が必ずしもよい影響を与えていないことが理解できた。

パートタイム世帯に注目すると、就労条件によって異なった項目の有意な上昇が認められることから、母親のパートタイム就労は、児童に多様な影響を与えていることが理解された。性別にみると、女子は就労時期2・3年よりも4・5年の方が「情緒安定」のためには望ましく、祖父母と同居している方が「創意工夫」の発達には望ましいことが示された。また、男女格差が最も大きく現れる項目は、就労時期2・3年、及び祖父母と同居していない場合の「寛容・協力性」であり、いずれも女子に対して大きくプラスに影響していることが明らかとなった。

次に、因子分析で項目を類型化した結果、＜社会性＞、＜独自性＞、＜公正＞が抽出され、これによって「行動・性格」評定にみられる各項目を類型化して捉えることができた。＜社会性＞の発達には母親の就労がプラスに作用しており、特に女子にその影響が強く現れることが把握できた。＜公正＞にも概ね類似した傾向が見受けられたが、＜独自性＞は全体的に專業主

婦世帯の評価水準が高くなっており、母親の就労がその発達に寄与しているとはいえないことがわかった。

母親がパートタイマーとして就労する場合の特徴をみると、＜社会性＞は4・5年時就労、祖父母と非同居で明らかな上昇が認められ、特に女子にその傾向が強く現れることが明らかとなった。また、＜独自性＞・＜公正＞は全体的に就労時期による影響を受けやすく、それらの発達のためには児童が2・3年での就労が望ましいことが示唆された。

本報告は、母親の就労形態が児童の行動・性格面における発達に及ぼす影響について考察したが、母親の就労は概ねプラスの効果を与えると判断できた。しかし、項目によっては必ずしもプラスに作用しないことから、配慮が必要であろうと考える。特に、児童の就学期の途中からパートタイマーとして就労しようとする場合は、その時期の子どもの行動・性格評定の状況に応じた条件設定を心がけることが要求されよう。また、全体的に男子は女子に比べて母親の就労による影響を受けやすいと考えられるため、十分な手当が望まれよう。

本研究の結果は、これまでも述べてきたが、サンプル上の制約が大きいことを前提に求めたものである。しかし、このような限定条件の下ではあるが、いくつかの興味深い傾向が示唆された。今後、データの制約を越えた、より大きな規模でこうした研究成果が積み上げられることに期待したい。

また、母親がどのような就労形態を選択しているのかは、居住地域の環境条件、世帯の経済状態や母親の教育レベル等に影響を受けている可能性がある。さらに、児童の発達に関しては兄弟・姉妹関係が与える影響も考慮する必要がある。今後は、こうした他の条件についても同時に分析の対象とすることが、新たな課題であると考えられる。

注

1) 吉本敏子・東珠実・鈴木真由子・村尾勇之

「女性就労と児童発達－母親の就労が子供の成績に及ぼす影響－」三重大学教育学部研究紀要（教育科学）第47巻、89-97、1996

- 2) 鈴木真由子・東珠美・吉本敏子・村尾勇之
「母親の就労形態と児童発達（Ⅰ）－母親の就労は子どもの行動・性格の発達に及ぼす影響

を与えるか？－」新潟大学教育学部紀要（人文・社会科学編）第38巻、第2号、237-244、1997

- 3) 専業主婦世帯の女子は単独で平均を示すことになるため、性別比較・カテゴリー間比較の対象から外した。